

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開について

1. 当施設は、特定処遇改善加算 1 を算定しています。
2. 当施設における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）は下記の通りです。

	職場環境要件項目
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援</li><li>・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li></ul>
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入</li><li>・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実</li><li>・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li><li>・ 非正規職員から正規職員への転換</li><li>・ 職員の増員による業務負担の軽減</li></ul>

令和 3 年 4 月 1 日  
介護老人保健施設 横浜あおばの里